

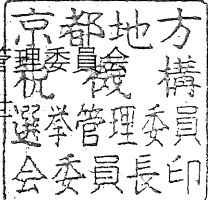


京都地方税機構選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成25年3月11日

京都地方税機構選挙管理委員会
委員長 田中英世



- 1 京都地方税機構条例の制定又は改廃及び京都地方税機構の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数 41,884人
- 2 京都地方税機構議会の解散、京都地方税機構の広域連合長、副広域連合長、選挙管理委員及び監査委員の解職並びに京都地方税機構規約変更要請の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 361,769人
- 3 京都地方税機構議会の議員の解職の請求に要する各選挙区の実地選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数（その総数が80万を超える場合にあっては、その超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

京 都 府	361,769人	長 岡 京 市	21,567人	宇 治 田 原 町	2,622人
福 知 山 市	21,794人	八 幡 市	20,000人	笠 置 町	488人
舞 鶴 市	23,554人	京 田 辺 市	16,976人	和 束 町	1,336人
綾 部 市	9,991人	京 丹 後 市	16,312人	精 華 町	9,463人
宇 治 市	51,358人	南 丹 市	9,408人	南 山 城 村	928人
宮 津 市	5,652人	木 津 川 市	18,609人	京 丹 波 町	4,558人
亀 岡 市	24,825人	大 山 崎 町	4,160人	伊 根 町	716人
城 陽 市	21,872人	久 御 山 町	4,406人	与 謝 野 町	6,514人
向 日 市	14,595人	井 手 町	2,235人		